平成24年10月1日

制定

はじめに

ヤマザキ動物看護大学(以下「本学」という。)における研究倫理指針の目的は、研究対象(人間や動物)となる存在の権利を侵すことなく円滑に行われるようにすることを基本的姿勢として、動物を対象とする研究に際しては動物の適正な使用及び取扱いを図り、人間を対象とする研究に際しては研究対象者の尊厳と人権の尊重を学問的・社会的利益よりも優先させつつ、研究者がトラブルに巻き込まれたり、研究を萎縮させたりすることなく、研究を実施できるようにするためのガイドラインを示すことである。ただし、動物及び人間を対象とする研究倫理指針においては、それぞれの固有性を考慮する必要があると考えられるため、動物を対象とした研究と人間を対象とした研究とに分けて記すことにした。

I 動物を対象とした研究倫理指針(動物実験指針)

#### 第1 目的

この指針は、本学において動物実験等を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示し、 科学的にはもとより、動物福祉の観点からその倫理性にも配慮した適正な動物実験等の実 施を図ることを目的とする。

#### 第2 基本原則

- 1 動物実験等の実施に当たっては、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「動物愛護法」という。)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の転減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という)、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月)」(以下「基本指針」という)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という)を参考に、動物実験等の原則である代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減に基づき、適正に実施しなければならない。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画の立案、実験の実施、実験終了後の処置等に関し、 責任を有するとともに、適切な実験環境の確保に十分配慮しなければならない。
- 3 動物実験等が、この指針に則して実施されたか否かの判定は、実験実施者の良識に委

ねられるものとする。

### 第3 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 動物実験等 教育、試験研究又は生物学的材料採取その他の科学上の利用に動物を供することをいう。
- 2 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験等を行う施 設・設備をいう。
- 3 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室 をいう。
- 4 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- 5 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、 鳥類又は爬虫類に属する動物 (施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。
- 6 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 7 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 8 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する 者をいう。
- 9 実験動物管理者 実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- 10 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- 11 動物実験実施者等 動物実験責任者、動物実験実施者、実験動物管理者、飼養者をいう。

### 第4 適用範囲

- 1 この指針は、本学において哺乳類、鳥類又はは虫類に属する動物を用いた全ての動物 実験等に適用する。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先に おいても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実 験等が実施されることを確認しなければならない。

## 第5 動物実験計画の立案

1 動物実験責任者は、教育、試験研究又は生物学的材料採取の目的を検討し、動物実験 以外の系による代替法について十分考慮した上で、動物実験計画を立案しなければなら

ない。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の範囲を教育、試験研究又は生物学的材料採取の目的 に必要な最小限度にとどめるため、科学上の利用の目的を達成することができる範囲に おいて、できる限り動物を供する方法に変わり得るものを利用するとともに、その利用 に供される動物の数をできる限り少なくするよう努める。実験動物の選択に当たっては、 実験目的に適した動物種の選択、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺 伝学的、微生物学的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。また、動物が回復の 見込みのない状態に陥っている場合には、直ちにできる限り苦痛を得ない方法によって その動物を処分しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、法及び使用保管基準を踏まえ、実験開始から終了までの全経過中、 科学上の利用に必要な限度において、実験動物に与える苦痛をできる限り軽減する等、 実験方法、実験環境等について倫理面への配慮に努めなければならない。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画の立案に際し、動物実験等の倫理性に関する自己評価の点検を行い、必要に応じて実験動物又は動物実験等について、専門家又はヤマザキ動物看護大学研究委員会(以下「委員会」という)の助言等を求め、有効、適切な動物実験等を行うよう動物実験計画を立案しなければならない。

# 第6 動物実験等の申請・審査等

- 1 動物実験責任者は、動物実験等に際し、「動物実験計画書」(様式1号)及び「動物 実験等の倫理性に関する自己評価」(様式2号)の結果を実験開始予定日の1か月前ま でに学長に提出し、承認を得なければならない。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付託するものとする。
- 3 委員会は、前項の審査の過程において、動物実験等に関する法令、この指針に適合するかについて審査を実施するとともに、必要に応じ、動物実験責任者に対し助言を与え、 又は動物実験計画を修正させるなど、動物実験計画の承認に当たって必要な措置を講じることができるものとする。委員会は、その審査結果を学長に報告する。
- 4 学長は、第2項の審査結果を受けて、第1項の申請について承認を与えるか否かの決定を行い、速やかに、「審査結果通知書」(様式自由)により動物実験責任者に通知するものとする。
- 5 動物実験責任者は、動物実験計画について、学長の承認を得た後でなければ、実験を 行うことができない。
- 6 審査の結果、承認されなかった動物実験計画について、学長は動物実験責任者にその

動物実験計画の変更及び改善又は中止の勧告を行うものとする。

7 動物実験計画が承認された動物実験責任者は、実験動物に関する飼育施設等に関し、「飼養保管施設設置(新規・更新・変更)承認申請書」(様式3号)、「実験室設置(新規・更新・変更)承認申請書」(様式4号)を用いて、当該飼養保管施設等の使用の申請をしなければならない。

#### 第7 動物実験計画の変更

実験責任者は、動物実験計画を変更しようとする場合は、「動物実験計画(変更・更新) 申請書」(様式5号)を学長に提出しなければならない。

### 第8 動物実験計画の終了又は中止の報告

- 1 動物実験責任者は、実験を終了し、又は自ら実験を中止したときは、「動物実験計画 (終了・中止)報告書」(様式6号)を学長に提出しなければならない。またこれに伴 い、「施設等(飼養保管施設・実験室)廃止届」(様式 7号)も併せて提出しなけれ ばならない。学長は動物実験計画の実施結果について報告を受け、必要に応じ適切な動 物実験等の実施のための改善措置を講じる。
- 2 委員会は、第6第4項により学長が承認を与えた動物実験計画について、動物実験責任者に対し、その実験の実施状況について報告を求めることができる。
- 3 学長は、前項の実験の実施状況によっては、委員会の申出を受けて、実験の禁止又は中止を勧告することができる。

#### 第9 実験操作

動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護法、飼養保管基準、基本指針等に則り、この指針やガイドライン等に従い、以下の事項を遵守しなければならない。

- 1 適切に維持管理された施設等において動物実験を行わなければならない。
- 2 動物実験計画書に記載された事項を遵守しなければならない。
- 3 動物実験等の実施に当たって、麻酔等の手段を用いて、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。
- 4 動物実験責任者は、前項の配慮に関し、必要に応じ、専門家に助言を求めなければならない。

## 第10 施設等の要件

- 1 飼育施設等は、実験動物の飼養及び管理、動物実験等を適正、かつ、円滑に行うため、 整備された適切な区域又は場所が確保されなければならない。
- 2 実験動物の飼養保管施設又は実験室は、動物の生態・習性等を考慮し、適切なものが

設置されなければならない。常に清潔な衛生状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物による周 辺環境への悪影響を防止する措置がとられていなければならない。また、実験動物が障 害を受けることのないよう施設及び設備を保持し、実験動物の健康保持に配慮する。

- 3 動物実験等に係る飼養保管施設、実験室及びその管理・運営に必要な組織体制が整備、 構築されなければならない。
- 4 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造でなければならない。
- 5 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていなければならない。

### 第11 施設等の維持管理及び改善

実験動物管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

#### 第12 施設等の廃止

施設等を廃止する場合、実験動物管理者は動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験 動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

#### 第13 実験動物の導入及び検疫

実験動物管理者は、動物実験責任者に、実験動物の導入にあたり、関係法令等に基づき 適正に管理されている機関から導入させなければならない。

- 1 実験動物管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物の導入にあたり、 適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るための 必要な措置を講じなければならない。

## 第14 実験動物の飼育管理

- 1 管理者動物実験実施者は、動物実験責任者の協力を得て、飼養保管施設・設備の維持 管理及び動物飼育の適正な管理を行わなければならない。
- 2 動物実験責任者は、実験動物を飼養保管施設等に導入してから、動物実験等の終了に 至るまでの全ての期間にわたってその状態を些細に観察し、適切な処置を講じなければ ならない。
- 3 動物実験実施者等は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるとともに、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を講じなければならない。
- 4 動物実験実施者等は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌給水を行

わなければならない。

- 5 動物実験実施者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保 存しなければならない。
- 6 動物実験責任者は、毎月ごとに飼養及び管理した実験動物の種類及び数等について管 理者に報告しなければならない。
- 7 管動物実験実施者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物 の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。
- 8 実験動物管理者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養し、又は保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

#### 第15 譲渡等の際の情報提供

動物実験実施者等は、実験動物の輸送にあたり、その特性、飼養及び保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

## 第16 輸送

動物実験実施者等は、実験動物の輸送をする場合、実験動物の健康及び安全の確保並びに、必要に応じて実験動物による人への危害の防止に努めなければならない。

#### 第17 実験終了後の動物の処置等

- 1 動物実験責任者は、実験を終了又は中断した動物を処置する場合は、致死量以上の麻 酔薬の投与、頸椎脱臼、炭酸ガス吸入等により、速やかに苦痛から解放するように努め なければならない。
- 2 動物実験責任者は、動物の死体等による環境汚染の防止に努めなければならない。
- 3 動物実験責任者は、前2項の処置に関し、専門家に助言又は協力を求めることができる。

### 第18 安全管理等、特に注意を払う必要のある実験

動物実験実施者等は、物理的、化学的に危険な物質、病原体等を扱う動物実験等又は人若しくは動物の安全、健康若しくは周辺環境若しくは生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する場合は、これらの取扱いに関する関係法令等の規定並びに本学の設備及び整備の状況を踏まえ、動物実験実施者等の安全確保及び健康保持のほか、家畜衛生、公衆衛生、生態系及び環境保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずる。飼育環境の汚染等により実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう施設及び設備を保存するとともに、飼養保管施設等の周囲の汚染防止については、施設・設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線を用いる実験 本学では、放射性物質を用いる実験を行わないこととする。
- (2) 組換えDNA体を用いる実験

組換えDNA体を用いる実験を行う場合には、「ヤマザキ動物看護大学組換えDNA実 験安全委員会規程:平成22年4月1日施行」等の規程に従うものとする。

- (3) 病原体を用いる実験 本学ではこの種の実験は行わないこととする。
- (4) 毒性試験・発がん性試験・変異原性試験等の実験 本学ではこの種の実験は行わないこととする。
- (5) ヒト由来の材料を用いる実験

本学ではこの種の実験は行わないこととする。

ただし、(4)、(5)の実験では、既存の株化細胞を使用する場合は、この限りでない。

#### 第19 危害防止

- 1 動物実験責任者は、逸走した実験動物の捕獲及び連絡の方法等について、あらかじめ 定めるものとする。
- 2 動物実験責任者は、動物事件実施者等が、実験動物由来病原体の感染及び実験動物に よる咬傷等に対する予防及び発生時の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 実験動物管理者は、毒ヘビ等の有毒動物の飼養保管をする場合は、人への危害の発生 防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。
- 4 動物実験実施者等は、実験動物の飼養や動物実験の実施に関係ない者が実験動物に接 触しないよう、必要な措置を講ずるものとする。

# 第20 緊急時の対応

- 1 動物実験責任者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、 関係者に周知しなければならない。
- 2 動物実験実施者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走によ る危害防止に努めるとともに、実験動物の救護及び処置等の対応を行うものとする。

### 第21 教育訓練

学長は、研究委員会に、動物実験実施者等に対する次の事項に関する教育訓練の実施を 付託するものとする。

- 1 関連法令、この指針等
- 2 動物実験等の方法に関する基本的事項

- 3 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- 4 安全確保、安全管理に関する事項
- 5 その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存しなければならない。

## 第22 自己点検・評価

- 1 学長は、研究委員会に、この指針への適合性に関し、自己点検及び評価を行わせるものとする。
- 2 委員会は自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。この場合において、委員会は、動物実験実施者等に、動物実験等の実施状況等に係る資料を提出させることができる。
- 3 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

# 第23 情報公開

学長は、動物実験等に関する情報(この指針、動物実験等に関する自己点検・及び検証 の結果及び実験動物の飼養保管の状況等)を毎年1回程度、適切な方法により公表しなけ ればならない。

Ⅱ 人間を対象とした研究倫理指針(規程・倫理的配慮)

研究活動を行うときにはさまざまな人や組織と関係するが、相手によって配慮すべき内容は異なる。以下の項目では、共同研究者、研究補助者、指導学生、研究報告書の読者、研究者や研究対象者が所属する集団・組織など、それぞれの立場の違いを考慮する必要がある。以下に、研究の計画段階から、研究の遂行、研究の終了、研究成果の公表、そして研究終了後の管理まで、時間経過に沿って、研究一般に共通する倫理上の指針を示す。

## 1 基本的指針

- ① 研究に際して、研究対象者又は関係者の心身に不必要な負担を掛け、又は苦痛若しく は不利益をもたらすことを行ってはならない。
- ② その研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、研究データの記録保持や厳 正な取り扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正行為を行ってはなら ない。
- ③ 事例又は研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、研究対象者の秘密を 保護する責任をもたなくてはならない。研究終了後も、同様とする。

④ 他者の知的成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を 傾け、誠実な態度で意見を交え、相互の名誉や知的財産権を尊重しなければならない。

#### 2 研究計画の倫理的配慮

研究を計画する段階においては、研究の意義、研究対象者の選定、研究方法の選択、研究期間や研究を行う場所の設定、研究成果の公表の方法、研究のメリットとデメリットのバランスなどを明確に記述し、研究上さまざまな面に起こりうる事態を想定し、予防・対処する手だてを事前に講じておく。

# 3 委員会の承認

研究責任者は、原則として、研究の実施に先立ち、委員会に具体的な研究計画を示し承認を受けなければならない。

ただし、卒業論文における研究については、指導教員が委員会の承認が必要と判断した場合及びその研究成果の学外への発表(発表予定も含め)の場合を除き、原則として、承認を必要としないこととする。

# 4 研究対象者の心身の安全、人権の尊重

研究責任者は、研究対象者の心身の安全に責任をもたなければならない。研究に協力することによって心身の問題や対人関係上の問題が研究対象者に生じないよう真摯に対処する必要がある。また、年齢、性別、人種、信条、社会的立場などの属性にかかわらず研究対象者の人権を尊重しなければならない。

#### 5 インフォームド・コンセント

研究責任者は、研究対象者に対し、研究目的・方法及び研究成果の公表方法、研究終了後の対応について研究を開始する前に十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書で同意を得なければならない。説明を行う際には、研究に関して誤解が生じないように努め、研究対象者が自由意思で研究協力を決定できるよう配慮する。研究への協力を同意した場合でも、対象者は不利益を受けることなく研究の途中で協力を取りやめる権利を有することを説明する。(断り書:同上)

# 6 代諾者が必要なインフォームド・コンセント

子ども、障害や疾患を有する人、外国人など、認知・言語能力上の問題や文化的背景の 違いなどのために、通常の説明方法では研究内容の理解を得られたと判断できない研究対 象者の場合には、理解を得るために最善を尽くす必要がある。自由意思による研究協力の 判断が不可能と考えられる場合には、保護者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、 原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。

# 7 事前に全情報が開示できない場合の事後の説明の必要性

研究計画上、事前に研究対象者に対して研究内容の全情報が開示できない場合には、原 則として、事後に情報を開示し、また、開示しなかった理由などを十分に説明し、誤解が 残らないようにする。

#### 8 研究計画の変更に伴う手続

研究を遂行する過程において、なんらかの理由で研究計画の変更が必要になった場合には、原則として、その変更内容を研究対象者にも説明し、研究開始時に行われたインフォームド・コンセントと同様のやり方で、研究協力を継続するかどうかを確認する。

## 9 研究対象者及び施設への研究協力、許可の依頼

研究対象者及び施設(責任者)などに対しては、研究目的、内容と依頼事項を具体的に 記載し、許可を得る。

#### 10 適切な情報収集の手段

研究対象者に関する情報を収集する場合、研究責任者はその手段が研究対象者に不利益をもたらすことはないかどうか、事前の吟味を怠ってはならない。質問紙調査やインタビューにおける質問項目、実験やフィールドにおける観察項目などを作成する際には、研究者の観点からだけでなく研究対象者の観点からも、それらの項目が内容的にまた形式的に適切であるかどうかを検討する必要がある。

#### 11 個人情報の収集と保護

研究責任者が収集できる個人情報は、研究目的との関係で必要なもののみであり、収集する個人情報の量や範囲をむやみに広げてはならない。個人情報とその入手目的、利用方法に関しては、インフォームド・コンセントの手続によって研究対象者から同意を得ておく。また、知り得た個人情報は、研究対象者の関係者や所属する集団・組織に漏えいすることがないように保護・管理を厳重に行わなければならない。資料には個人名などは記載せず、符号化する。

公開する資料は、研究目的以外には使用せず、臨床研究がチームで行われる場合には、 個人情報はそのチーム内で共有されることがあるが、チーム外の第三者には開示しない。 なお、研究対象者の個人情報は、研究上の必要性が消失した場合には、速やかに裁断する。

## 12 研究データの管理

研究で得られたデータは、紛失、漏えい、取り違えなどを防ぐために、厳重に保管し管理しなければならない。紙媒体による研究データの保管には施錠できる場所を利用し、電子媒体による保管の場合にはアクセスできる者を限定するなどの工夫を施す。管理者の異

動に際しても、研究データとともに管理責任が滞りなく委譲されるようなシステムを構築 しておく。

# 13 研究成果公表時の個人情報の保護

研究責任者は、研究成果を公表する場合には、研究対象者や周囲の人々、あるいは団体・ 組織名が特定できる情報は匿名化するなどの工夫を行い、プライバシーには最大限の配慮 をする。たとえ直接の研究対象者が実名の公表を許可ないし要請した場合でも、関係者全 体に与える影響を慎重に考慮して表現を工夫する。公表した後、不利益を生じる事態が生 じた場合には、速やかに対処する。

# 14 研究終了後の情報開示と問い合わせへの対応

研究責任者は、研究が終了した後も、たとえ追跡調査などの計画がない場合でも、研究 対象者からの情報開示の要求や問い合わせには誠実に対応する。

## 15 研究資金の適切な運用

研究責任者は、補助金(助成金)などを運用して研究や実践活動を行う際、補助金の運用規程がある場合にはそれに従い、不正に使用してはならない。研究や実践活動においては、特定の個人・団体の利益や価値観にかかわらず、研究者は学術的中立性を保ち、事実に即した正確な結果を報告する義務がある。

# Ⅲ 改廃

この研究倫理指針の改正及び廃止は、研究委員会及び教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附則:この研究倫理指針は、平成24年10月1日から施行する。

附則:この研究倫理指針は、平成27年5月18日から施行する。

附則:この研究倫理指針は、平成28年4月1日から施行する。

附則:この研究倫理指針は、平成28年6月13日から施行する。

附 則(平成29年7月8日研究委員会承認、平成29年7月10日教授会承認)

この指針は、平成30年4月1日から改正施行する。

動物実験指針様式 1		ザキ 動物	勿看 護	大学 重	协物 実 験 詞	計画書		
ヤマザキ動物看護大学							det In .	
提出年月日	年 月	<u>日</u> <u>受</u> 代	<u> </u>  年月日	年	月 日	受付番号	新規 L	] 変更·年度更新
研究課題								
研究目的								
	フリガナ				部局名	職	動!	物実験の経験等
動物実験責任者名 (選択項目を■)	氏名	@		連絡先TEL	:		教育訓	∥練受講の□有□無
		( @		) 連絡先TEL	:		教育訓	練受講の□有□無
		( @		) 連絡先TEL			教育訓	∥練受講の□有□無
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ、 選択項目を■)		( @		連絡先TEL			教育訓	川練受講の□有□無
		( @		) 連絡先TEL			教育訓	川練受講の□有□無
		( @		) 連絡先TEL	:		教育訓	川練受講の□有□無
実験実施期間	承認	後~ 年	月		中止·終了等	年	J	月日
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設				実験室			
	動物種	系 統	性別	匹 数	微生物学的品質	入手先(導入機	関名)	備考
使 用 動 物								
	研究概要(研究制	†画と方法につい	て、その概要	要を記入する。	)			
	実験方法(動物は法」等と整合性をも		- 月動物数の	根拠を具体的に	こ記入し、「想定される	る苦痛のカテゴリー	」や「動物	かの苦痛軽減・排除方
研究計画と方法								

ᄣᄣᆓᄧᄼᇊᄼ	□       1. 感染実験       安全度分類:       □ BSL1       □ BSL2       □ BSL3         □       2. 遺伝子組換え動物使用実験       区分:       □ P1A       □ P2A       □ P3A
特殊実験区分 該当項目をすべて■)	
Margaz y ···································	
	□ 1 沙豚 π/2
動物実験の種類	□   1. 武波・研先
(選択項目を■)	□ 3. その他 (選択項目を■) □ 3. その他
	□ B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんど あるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。
想定される	□ C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
苦痛のカテゴリー	□ D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
(選択項目を■)	□ E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。
	□ 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
	□ 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。
動物の苦痛軽減、	3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。
<b>排除の方法</b> 該当項目をすべて■)	□ (具体的薬剤化及びその投与量・経路を記入:
以当使日をリュー(■)	□ 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮す
	□ 5. その他(具体的に記入:
	□ 1. 麻酔薬等の使用(具体)薬剤名及びその投与量・経路記入:
安楽死の方法	□ 2. 炭酸ガス
該当項目をすべて■)	□ 3. 中枢破壊(具体的に記入: 法)
	□ 4. 安楽死させない(その理戒記入・
動物死体の処理方法	□ 1. 外部業者に依託
(選択項目を■)	
	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)
参 考 事 項	
	審查終了: 年 月 日
	審査終了: 年 月 日 修正意見等
研究委員会記入欄	修正意見等 審査結果   本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。
研究委員会記入欄	修正意見等  審査結果 □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 □ DNA実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。)
研究委員会記入欄	修正意見等 審査結果   本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。
研究委員会記入欄	修正意見等  審査結果 □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 □ DNA実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。)
研究委員会記入欄	修正意見等  審査結果 □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 □ DNA 実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合しない。  承認: 年 月 日
	修正意見等  審査結果 □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 □ DNA実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合しない。
研究委員会記入欄	修正意見等  審査結果 □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 □ DNA 実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合しない。  承認: 年 月 日
	修正意見等  審査結果 □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 □ DNA 実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合しない。  承認: 年 月 日  本実験計画を承認します。 承認番号: 第 号
	修正意見等  審査結果 □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 □ DNA 実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合しない。  承認: 年 月 日  本実験計画を承認します。
	修正意見等  審査結果 □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 □ DNA 実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合しない。  承認: 年 月 日  本実験計画を承認します。 承認番号: 第 号
	修正意見等  審査結果 □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 □ DNA 実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合しない。  承認: 年 月 日  本実験計画を承認します。 承認番号: 第 号
	修正意見等  審査結果 □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 □ DNA 実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) □ 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合しない。  承認: 年 月 日  本実験計画を承認します。 承認番号: 第 号

#### 動物実験指針様式 2号

#### 当該動物実験等の倫理性に関する自己評価

当該動物実験等の倫理性に関する自己評価採点について、次の評価表の項目のうち、 該当するものに○印をつけ、○印を付した数字の合計を下表の区分に従って記入するこ と。

- ① 各項目の点数が大きいほど、倫理性に問題がある。
- ② 評価項目のA及びBは、動物実験計画の妥当性に関するスコア(scientific scores)であり、C、D、E、Fは、被験動物の選択、取扱い等の動物福祉に直接に関係するスコア (animal scores)である。

Scientific Scores	A+B	点	△計	0	占
Animal Scores	C∼F	点		U	7.5

実験責任者氏名

#### 当該動物実験等の倫理性に関する自己評価表 (案)

## (No. 1)

(次のAからBまでの各評価項目のうち、該当するものに○をつけること。)

- A 実験の目的
  - 】1 動物(又はヒト)における強度の苦痛の軽減に関するもの
  - 】2 動物(又はヒト)における中等度の苦痛の軽減に関するもの
    - 】3 動物(又はヒト)における健康、福祉に明らかに貢献するもの
    - 】4 動物(又はヒト)における健康、福祉に何らかの貢献をするもの
  - 】5 知見を得るための基礎的研究(ヒト又は動物の苦痛の軽減や福祉には明瞭な 関係を認めないもの)
- B 目的達成に関する研究計画の妥当性、有効性
  - 【 】1 きわめて優れている
  - 】2 かなり優れている
  - 】3 まずまず
  - 】4 ある程度目的を達成しうる
    - 】5 わずかしか目的を達成できない、或いはやってみなければわからない

受付番号

(No. 2)

(次のCからFまでの各評価項目のうち、該当するものに○をつけること。) C 動物の種類 【 】1 魚類、両生類 】2 爬虫類 】3 鳥類又は哺乳類《牛・馬・豚・ウサギ・ラット・マウスなど》(ただし、5 [ 含まず。) 】4 食肉類《犬・猫など》、鯨類、霊長類 D 倫理基準による実験法の分類(別紙1参照) [ 】1 カテゴリA 】2 カテゴリB 】3 カテゴリC 】4 カテゴリD 】5 カテゴリE E 実験期間 】1 きわめて短い (寿命の1万分の1以下) 】2 短い (寿命の500分の1以下) [ 】3 中等度 (寿命の50分の1以下) 】4 長い (寿命の5分の1以下) 】5 非常に長い (寿命の5分の1を超えるもの) F 動物数 [ 1 1~5 **]** 2 6∼10 **]** 3 11~20 [ **]** 4 21~100 】5 101以上

## 動物実験指針様式3号

# 飼養保管施設設置(新規・更新・変更)承認申請書

ヤマザキ動物看護大学長 殿

# 所属 動物実験責任者氏名

ヤマザキ動物看護大学研究倫理指針第6項7に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 飼養保管施設 (施設) の名称	
	〈動物実験責任者〉 所属 職名 氏名 連絡先
2. 施設の管理体制	〈実験動物管理者〉         所属       職名       氏名         連絡先       関連資格:         経験年数:
	〈飼養者〉(人数が多い場合、別資料として添付) 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格: 経験年数:
3. 施設の概要	<ol> <li>建物の構造:         <ul> <li>(例:鉄筋コンクリート造)</li> </ul> </li> <li>空調設備:             <ul> <li>(例:温湿度制御、換気回数等)</li> </ul> </li> <li>(例:温湿度制御、換気回数等)</li> <li>(例:温湿度制御、換気回数等)</li> <li>(例:温湿度制御、換気回数等)</li> <li>(例:温湿度制御、換気回数等)</li> <li>(利) 飼養保管設備(飼育ケージ等)</li></ol>
	規格: 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

4. 特記事項 (例: 化 学的危険物質や病原体等 を扱う場合等の設備構造 の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: □ 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 □ 改善後、使用開始すること。) □ 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認:     年 月 日       本申請を承認します。

# 添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図 2) 施設の平面図

### 動物実験指針様式4号

# 実験室設置(新規・更新・変更)承認申請書

ヤマザキ動物看護大学長 殿

# 所属 動物実験責任者氏名

ヤマザキ動物看護大学研究倫理指針第 6項 7に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

甲請年月日	牛	月	<u> </u>	<u> 受付年月日</u>	牛	月	<u>H</u>	受付番号	

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	〈実験室管理者〉         所属       職名       氏名         連絡先
3. 実験室の概要	<ol> <li>実験室の面積: ( m²)</li> <li>実験に使用する実験動物種:</li> <li>実験設備 (特殊装置の有無等)</li> <li>逸走防止策 (前室の有無、窓や排水口の封鎖など)</li> <li>臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策</li> </ol>
4. 特記事項 (例: 化学 的危険物質や病原体等を扱う 場合等の設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: □ 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 □ 改善後、使用開始すること。) □ 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認日: 年 月 日       本実験計画を承認します。       承認番号:第 号       ヤマザキ動物看護大学長

## 添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

# 動物実験指針様式5号

# 施設等 (飼養保管施設・実験室) 廃止届

年 月 日

ヤマザキ動物看護大学長 殿

## 所属 動物実験責任者氏名

ヤマザキ動物看護大学研究倫理指針第8項1に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施 設(施設)または実験 室の名称	設置承認番号 ( )	
2. 管理者	所属 職名 氏名 連絡先	
3. 廃止年月日	年 月 日	
4. 廃止後の利用予定		
5. 廃止時に残存した飼養保管動物の措置 (施設の場合のみ記載)	残存飼養保管動物の有無 □ 有 □ 無  有の場合の措置	
6. 特記事項		
7. 委員会記入欄		
8. 学長記入欄	ヤマザキ動物看護大学長	

ヤマ	アザキ動	物看護	大学長殿		動物質	実験責任	所属 E者氏名	年	月	日
1. 研究	<b>ご課題</b>									
2. 動物	7実験実	医施者(実	<b>尾施者全員の氏</b>	た名を記入。	実施者多数の	の場合に	は、別紙を	·添付し	てくださ	(۱۱۶٪
	所	属	職	名		氏	名			
3. 承認			_年月		平成年_	,	ーる実施 日	自以治。	フ目11で <i>本</i>	
3. 承認 4. 実駒	図期間: 食の種類 通常の!	頁(該当 動物実懸	年月 する□を■に 歳, □ 感染実 ミ験等→DNA	してくださ 験, □ 発	平成年_ い。) ガン・重金/	月_	日			
3. 承認4. 実場	翌期間: 食の種類 通常の 遺伝子	頁(該当 動物実懸 組換えま	する□を■に �, □ 感染実	してくださ 験, □ 発 実験安全委	平成年_ い。) ガン・重金 <i>k</i> 員会(承認者	月_	日		線実験	
3. 承認 1. 実場 ロ 変更があ	思期間: 食の種類 通常の 遺伝子 過る場合	頁(該当 動物実懸 組換えま このみ、	する□を■に �, □ 感染実 ミ験等→DNA :	してくださ 験, □ 発 実験安全委 こ記入して	平成年_ い。) ガン・重金 員会(承認る ください。	月_ 属実験, 番号	日		線実験	
3. 承認 1. 実場 立 変更があ 5. 動物	思期間: 食の種類 遺伝子 うる場合 変実験	頁(該当 動物実験 組換えま いのみ、 責任者	する□を■に è, □ 感染実 逐験等→DNA: 以下の 5~8 ℓ	してくださ 験, □ 発 実験安全委 こ記入して	平成年_ い。) ガン・重金 員会(承認る ください。	月_ 属実験, 番号	Ħ	・放射	線実験)	
3. 承認 1. 実際 立 変更があり 5. 動物 3. 動物	型期間: 東の種類の 通常の 遺伝子 はつる場合 まいました。 東の でである。	頁(該当 動物実 組換えま にのみ、 近任者 まする場	する□を■に 歳, □ 感染実 寒験等→DNA: 以下の 5~8 l : <u>(新)</u>	してくださ 験, □ 発 実験安全委 こ記入して	平成年_ い。) ガン・重金 員会(承認る ください。	月_ 属実験, 番号		<ul><li>放射</li><li>(承認番</li></ul>	線実験 )	
3. 承報 3. 承報 第二 変更が動物 数動物 動物 動物 8. 実際	思期間: 東の種類の 通常の 遺伝子 のする 実験 動養を 乗り間 乗り間 乗りまた。	国(該当場) 制物実験 社のみ、 近任者 をする場。 で行う場	する□を■に c, □ 感染実 足験等→DNA: 以下の 5~8 ( : (新) 所: (新)	してくださ 験, □ 発 実験安全委 こ記入して 平成	平成年_ い。) ガン・重金/ 員会 (承認) ください。	月_ 属実験, 番号		<ul><li>放射</li><li>(承認番</li><li>(承認番</li></ul>	線実験 ) 号 号	
3. 承談 (1. 実) (2. ままままままままままままままままままままままままままままままままままま	思期間 : まの で の で の で の で の で の で 変 期 間 類 が で 実 い で 実 期 匹 の で 実 期 匹 数 に の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	回(該当場) 組換えま いのみ、 低任者 そする場 で行う場	する□を■に c □ 感染実 医験等→DNA: 以下の 5~8 l : (新) 所: (新) 所: (新)	してくださ 験, □ 発 実験安全委 こ記入して 平成 <sup>4</sup> ない場合に	平成年_ い。) ガン・重金k 員会 (承認 ください。		 □ RI 旧)	<ul><li>放射</li><li>(承認番</li><li>(承認番</li><li>()開始日</li></ul>	線実験 ) 号 から5 <sup>4</sup>	
3. 承認 実更 が 数 物 動 物 物	思期間 : まの で の で の で の で の で の で 変 期 間 類 が で 実 い で 実 期 匹 の で 実 期 匹 数 に の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	回(該当場) 組換えま いのみ、 低任者 そする場 で行う場	する□を■に 歳, □ 感染実 寒験等→DNA: 以下の 5~8 l : <u>(新)</u> 所: <u>(新)</u> 所: <u>(新)</u> ・終了予定 内容に変更がた	してくださ 験, □ 発 実験安全委 こ記入して 平成 <sup>4</sup> ない場合に	平成年_ い。) ガン・重金k 員会 (承認 ください。		 □ RI 旧)	<ul><li>放射</li><li>(承認番</li><li>(承認番</li><li>()開始日</li></ul>	線実験 ) 号 から5 <sup>4</sup>	
3. 承 集	思期間 : まの で の で の で の で の で の で 変 期 間 類 が で 実 い で 実 期 匹 の で 実 期 匹 数 に の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	回(該当場) 組換えま いのみ、 低任者 そする場 で行う場	する□を■に 歳, □ 感染実 寒験等→DNA: 以下の 5~8 l : <u>(新)</u> 所: <u>(新)</u> 所: <u>(新)</u> ・終了予定 内容に変更がた	してくださ 験, □ 発 実験安全委 こ記入して 平成 <sup>4</sup> ない場合に (書ききれ	平成年_ い。) ガン・重金。 員会 (承認 ください。		 □ RI 旧)	<ul><li>放射</li><li>(承認番</li><li>(承認番</li><li>()開始日</li></ul>	線実験 ) 号 から5 <sup>4</sup>	
3. 承 実 □ が 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	思期間種の子合 東 東 第四 東 東 第四 東 東 第四 東 東 第四 東 第四 東 第四	国 (該実) 国 (該実) は ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	する□を■に 歳, □ 感染実 寒験等→DNA: 以下の 5~8 l : <u>(新)</u> 所: <u>(新)</u> 所: <u>(新)</u> ・終了予定 内容に変更がた	してくださ発 実験安全委 こ記入して 平成 <sup>4</sup> ない場合に (書ききれ	平成年_ い。) ガン・重金 員会(承認 ください。 F 最る。 ない場合は		日 □ RI □ RI □ Si Ri □ RI □ Co R	・放射 (承認番 )開始日 てくだ	線実験 ) 号 から5 <sup>4</sup> さい。)	

# 動物実験指針様式 7号

# 動物実験(終了・中止)報告書

平成 年 月 日

ヤマザキ動物看護大学長殿

動物実験責任者名

所属: 職名:

氏名: 印

承認番号\_\_\_\_\_\_の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しましたので報告致します。

記

- 1. 実験(終了・中止)年月日 平成 年 月 日
- 2. 実験動物の処分年月日 平成 年 月 日
- 3. 備考

- 動物実験指針様式1号
- 動物実験指針様式2号
- 動物実験指針様式3号
- 動物実験指針様式4号
- 動物実験指針様式5号
- 動物実験指針様式6号
- 動物実験指針様式7号